

構造用パネルについての製造業者等の認定の技術的基準の一部を改正する件新旧対照条文

○構造用パネルについての製造業者等の認定の技術的基準（平成12年6月9日農林水産省告示第816号）

（傍線の部分は改正部分）

新（平成20年6月10日農林水産省告示第939号）	旧																								
<p>構造用パネルについての製造業者等の認定の技術的基準</p> <p>第一 製造業者又は輸出業者以外の外国製造業者の認定の技術的基準</p> <p>一 製造又は加工、保管、品質管理及び格付のための施設</p> <p>1 製造施設</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 機械器具</p> <p>次の表の左欄に掲げる機械器具（安定した能力を有し、連続した生産が可能であり、かつ、それぞれ同表の右欄に掲げる条件に適合しているものに限る。）を備えていること。</p> <table border="1" data-bbox="165 609 1106 906"> <thead> <tr> <th>機 械 器 具</th> <th>条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>ふるい分け機（ふるい分け機を用いて製造する場合に限る。）</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>パネル用コールドプレス（パネル用コールドプレスを用いて製造する場合に限る。）</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 [略]</p> <p>二～五 [略]</p> <p>第二 [略]</p>	機 械 器 具	条 件	[略]	[略]	ふるい分け機（ふるい分け機を用いて製造する場合に限る。）	[略]	[略]	[略]	パネル用コールドプレス（パネル用コールドプレスを用いて製造する場合に限る。）	[略]	[略]	[略]	<p>構造用パネルについての製造業者等の認定の技術的基準</p> <p>第一 製造業者又は輸出業者以外の外国製造業者の認定の技術的基準</p> <p>一 製造又は加工、保管、品質管理及び格付のための施設</p> <p>1 製造施設</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 機械器具</p> <p>次の表の左欄に掲げる機械器具（安定した能力を有し、連続した生産が可能であり、かつ、それぞれ同表の右欄に掲げる条件に適合しているものに限る。）を備えていること。</p> <table border="1" data-bbox="1196 609 2136 906"> <thead> <tr> <th>機 械 器 具</th> <th>条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>ふるい分け機</td> <td>木材の小片をその大きさに応じて2段階以上にふるい分けできるものであること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>パネル用コールドプレス</td> <td>各接着層に均一に圧縮圧力を加えることができるものであって、圧縮速度を調整できるものであること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 [略]</p> <p>二～五 [略]</p> <p>第二 [略]</p>	機 械 器 具	条 件	[略]	[略]	ふるい分け機	木材の小片をその大きさに応じて2段階以上にふるい分けできるものであること。	[略]	[略]	パネル用コールドプレス	各接着層に均一に圧縮圧力を加えることができるものであって、圧縮速度を調整できるものであること。	[略]	[略]
機 械 器 具	条 件																								
[略]	[略]																								
ふるい分け機（ふるい分け機を用いて製造する場合に限る。）	[略]																								
[略]	[略]																								
パネル用コールドプレス（パネル用コールドプレスを用いて製造する場合に限る。）	[略]																								
[略]	[略]																								
機 械 器 具	条 件																								
[略]	[略]																								
ふるい分け機	木材の小片をその大きさに応じて2段階以上にふるい分けできるものであること。																								
[略]	[略]																								
パネル用コールドプレス	各接着層に均一に圧縮圧力を加えることができるものであって、圧縮速度を調整できるものであること。																								
[略]	[略]																								